

## 1 西予市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この委員会は、社会福祉法人西予市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条に規定されている地域福祉を推進するため、西予市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定することを目的とする。

(名称)

第2条 この委員会は、西予市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(任務)

第3条 委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 活動計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び分析
- (2) 活動計画の策定
- (3) その他、活動計画策定のために必要な事項の協議

(構成)

第4条 委員会は、16名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 住民の代表者
- (2) 民生児童委員協議会の代表者
- (3) 高齢者の代表者
- (4) 障がい者の代表者
- (5) ボランティア団体の代表者
- (6) 社会福祉施設関係者
- (7) 行政関係者
- (8) その他本会会長が必要と認める者

3 委員会に、活動計画の策定に関して必要な助言を行う地域福祉推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。アドバイザーは委員を兼任することができる。

(委員会)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会の会務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初に招集される委員会は本会会長が招集する。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、場合によっては、資料の提供を求めることができる。

(任期)

第8条 委員の任期は、活動計画の策定が終了する日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(費用弁償等)

第9条 本会会長は、予算の範囲内において、委員会に出席する委員及びアドバイザーに対し、費用弁償または報償を支払うことができる。ただし、行政関係者については支払わない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、本会地域福祉課で行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月10日から施行する。

(この要綱の執行)

この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(要綱の延長)

この要綱は、平成30年12月26日付、30地第107号西予市地域福祉策定期間変更に伴い策定完了までその効力を延長する。

## 2

## 西予市地域福祉活動計画 策定委員会 委員名簿

選出区分	氏名	所属（選任時所属）	策定委員会の役職
住民の代表者	濱田 又治	明浜地区住民代表	
	岩本 明定	宇和地区住民代表	
	宇都宮 紀子	野村地区住民代表	
	大崎 五郎	城川地区住民代表	
	三好 幸二	三瓶地区住民代表	委員長
民生児童委員協議会の代表者	山村 万太郎	明浜地区民生児童委員協議会	
	宇都宮 宏嗣	宇和地区民生児童委員協議会	
	渡邊 綱介	野村地区民生児童委員協議会	
	兵頭 千ヨカ	城川地区民生児童委員協議会	
	杉本 類治	三瓶地区民生児童委員協議会	
	木下 弘規	西予市民生児童委員協議会 市代表主任児童委員	
高齢者の代表者	上甲 住夫	西予市老人クラブ連合会	
障がい者の代表者	横山 正近	西予市身体障害者協会	
ボランティア団体の代表者	大塚 英子	西予市ボランティア連絡協議会	副委員長
社会福祉施設関係者	亀岡 智	西予市老人福祉施設協議会	
行政関係者	池田いずみ	西予市福祉事務所 福祉課長	

(令和2年4月時点)

※ 所属については、選出時の所属

※ 敬称略

## 3

## アドバイザー

所属・役職	氏名
聖カタリナ大学 人間健康福祉学部 社会福祉学科 教授	高杉 公人

※ 敬称略



## 第1期西予市地域福祉活動計画

(令和2年度～令和6年度)

---

発行 社会福祉法人 西予市社会福祉協議会  
〒797-1212  
愛媛県西予市野村町野村 12号 15番地  
電話 0894-72-2306・FAX 0894-72-0024